

神奈川県立高校体育館空調整備に係る発注支援業務委託仕様書

1 業務名称

神奈川県立高校体育館空調整備に係る発注支援業務委託

2 業務の目的

県立学校の体育館への空調設備整備については、特別支援学校において令和3年度より整備を行い令和6年度に整備が完了した。

一方で、高等学校及び中等教育学校（以下、「県立高校」という）については全校未整備であり、昨今の災害級の酷暑を鑑みると生徒の安全で快適な教育活動を確保するために、また、災害時には避難所としての活用としても利用されることから、早急に整備を進める必要がある。

こうした中、県教育委員会では、リース方式等民間活力を活用しながら県立高校の体育館へ整備を行う方針を検討しており、本業務において、リース方式等により発注するための各県立高校の熱源や受変電容量の整理、空調能力の算出、事業費の試算等を行い、効率的な事業実施に寄与する基本計画の策定を目的とする。

3 対象施設

県立高校 136 校の体育館及び柔剣道場のうち、既に設計済等により整備対象外の学校を除く 118 校（166 棟）

4 履行期間

契約締結日から令和8年12月15日まで

5 業務内容

(1) 基本情報の整理

対象施設の都市ガス契約状況及び受変電容量について一覧化するなど整理を行う。

(2) 空調方式及び事業方式の選択に係る助言

対象施設の空調方式及び事業方式について、発注者が主体的に検討を行うが、受注者は、発注者の相談に応じ、必要な助言を行うこと。

(3) 空調能力の検討

対象施設へ導入すべき空調機器の能力、当該能力を満たす空調機器の例及び台数について検討し発注者に提案する。

提案にあたっては、県立高校の体育館は小中学校と比べて容積が大きいことを勘案したうえで、本県の県立高校へ導入するにあたり最も適した空調能力を他自治体の導入事例や業者へのヒアリング、サンプル調査等により算出すること。その際、最低でも重層式体育館（主にRC2階建て以上の広さ）、平屋建て体育館（主にS造1階建て）、柔剣道場

の3パターンの検証を行うこと。

なお、対象施設の体育館及び柔剣道場の面積については、契約締結時までに発注者が整理のうえ受注者に提供する。受注者は当該情報をもとに、対象施設について導入すべき空調能力及び設置台数を一覧表で整理すること。

(4) 空調能力の確認

対象施設のうち指定避難所となっている高校については、最低でも3校以上で、(3)で算出した空調能力で効果があるか複数業者へのヒアリングやシミュレーション調査等により検証すること。※指定避難所対象施設は対象施設一覧参照

(5) 参入可能校数及び標準工期の確認

(3)及び(4)で検討した空調機器をリース方式等により導入する場合、早急に全校整備を進める観点から、何校程度の契約規模・契約期間及び年間設置校数が望ましいか、発注者と協議の上、市場の意向を確認するとともに、それぞれ複数案で比較検討を行い、最適な契約規模・契約期間及び年間設置校数について提案すること。

併せて、空調設置までに要する期間等について確認すること。

(6) 整備費用の試算

上記(3)及び(4)で検証した空調機器をリース方式等により導入した場合の1校あたりの整備費用及びランニングコストを試算すること。

併せて、上記(5)により確認した年間設置校数等により、空調設置後の各年度費用負担を試算すること。

(7) 仕様書の作成

上記(1)から(6)までの結果を踏まえ、リース方式等による整備を一般競争入札手続により発注を行うための仕様書案等を作成すること。

なお、対象施設の図面は発注者で用意するため作成は不要とし、機器表については空調能力及び台数を記載した一覧表で代用するものとする。

6 管理業務

(1) 初回協議

受注者は、本件調達の契約締結日から14日以内に発注者と日程調整のうえで協議を行うこと。その際次の協議提出書類を提出すること。

項目	内容
作業スケジュール(案)	作業スケジュール、作業内容の実施計画を任意様式にて記載すること
責任体制及び従事者名簿	別紙1様式例参照
情報セキュリティ事故対処計画	任意様式

(2) 最終報告の実施

受注者は、本業務の実施において、発注者と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、打合せはオンライン会議でも可能とする。また、打合せの内容については、受注者が記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

また、受注者は「5 業務内容」について次の内容で最終報告を行うこと。

時期	報告対象	報告内容
令和8年9月下旬	「5 業務内容」 (1) から (6) まで	「7 成果品の提出」の内容説明
令和8年12月上旬	「5 業務内容」 (7)	「7 成果品の提出」の内容説明

7 成果品の提出

本委託の成果品として、業務内容に掲げる 納品物を紙及び電子データで作成し、各1部を契約期限までに提出すること。

No.	品名	内容	部数
1	報告書 (紙媒体)	・ A4判縦の左とじ製本 業務内容に係る報告書を作成すること。	1部
2	電子データ (CD-R または DVD-R)	・ 同上	1部

8 法令等の順守

本業務は、本仕様書に定めるほか、その他関係法令及び通達、計画等に基づき実施するものとする。

9 機密保護及び重要情報保護

(1) 本業務の遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。また、納品物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。

(2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は、委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データは、本業務完了時に発注者に返却すること。

10 その他注意事項

(1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者側の負担とする。

(2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。

(3) 業務完了後に受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。

(4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。

(5) 大規模地震等災害発生時等により本業務に影響が生じる場合は、発注者と受注者が協

議の上対応を決定するものとする。

- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。